

令和2年3月25日

保護者各位

千歳市こども福祉部長 上野 美晴

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の 利用者負担額の取扱いについて

日ごろより、本市の保育行政の推進につきましてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
現在、市では、令和2年2月27日から3月31日まで、新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等のご協力をお願いしているところですが、このたび、保育所等が臨時休園等とした場合の利用者負担額の取扱いについて、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

1 日割り計算の要件について

市の要請・同意により、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、次のとおり、令和2年2月27日以降に保育所等が休園した場合又は自粛要請に応じて保育所等に登園しなかった場合について、利用者負担額を日割り計算します。

子ども等の感染が発覚し、保育所等の一部又は全部を休園した場合
地域の公衆衛生の観点から、保育所等の一部又は全部を休園した場合
保育所等は開園しているが、感染又は感染の疑い、濃厚接触により、一部の子どもに対し、市が登園自粛の要請・同意を行い、登園しなかった場合
市の登園自粛の要請・同意により、家庭での保育に協力し、保育所等に登園しなかった場合

2 利用者負担額の計算方法について

減額後の利用者負担額（月額）

= 当初の利用者負担額 × その月の臨時休園等の日（ ）を除く開所日数 ÷ 25
（10円未満端数切捨て）

市の登園自粛の要請・同意により、保育所等を自主欠席した日も含みます。

（例1）2月27日～29日に1日間欠席し、利用者負担額（月額）が30,000円の方
 $30,000 \text{円} \times (23 \text{日} - 1 \text{日}) \div 25 = \underline{26,400 \text{円}}$

（例2）3月2日～31日に12日間欠席し、利用者負担額（月額）が30,000円の方
 $30,000 \text{円} \times (25 \text{日} - 12 \text{日}) \div 25 = \underline{15,600 \text{円}}$

3 減額の申請及び決定について

減額の対象となる方に対し、在籍園を通じて後日お知らせいたします。

なお、減額後の利用者負担額については、その月の欠席日数の確定後に計算するため、翌月以降の決定となる見込みです。大変恐縮ですが、利用者負担額については、一旦、満額でお支払いいただき、後日還付する予定ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4 減額の適用について

この利用者負担額の取扱いについては、市が登園自粛を要請した期間のみの適用となります。

(お問合せ先)

千歳市こども福祉部こども政策課保育係

電話 0123-24-0340 (直通)